

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、岡谷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、岡谷市幸町8番1号、岡谷市役所内に置く。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 連携計画の策定に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 道路管理者
- (3) 公安委員会
- (4) 地域公共交通の利用者
- (5) 学識経験者
- (6) 市民
- (7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の場合において、行政機関の職員及び団体の役員については、同項本文の規定にかかわらず、その職にある期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、岡谷市企画政策部長をもって充てる。

- 3 副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 監事は、協議会の会計を監査する。

#### (協議会の運営)

第7条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 協議会は、原則として公開とする。

#### (事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡谷市企画政策部企画課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

#### (財務に関する事項)

第10条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

#### (規約の変更)

第12条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

#### (補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規約は、平成22年3月15日から施行する。